

海南市立南野上小学校 〈いじめ防止基本方針〉

平成26年	8月	1日	作成
平成29年	9月	6日	改定
平成30年	5月	1日	改定
令和 3年	6月	1日	改定
令和 6年	5月	29日	改定

海南市立南野上小学校『学校いじめ防止基本方針』

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体の重大な危険を生じさせる恐れのある行為であり、本校を含めたすべての学校で起こり得るものである。

南野上小学校では、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」と国・和歌山県・海南海市の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、保護者や地域の方々、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的に「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応」を総合的・効果的に推進するために「南野上小学校いじめ防止基本方針」を作成した。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

【いじめ防止対策推進法（定義）第二条】 <平成25年9月施行>

いじめの定義は、上記のように規定されており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが国の「基本方針」で示されている。

また、いじめの認知については、国の「基本方針」に示された次の事項に留意して行うものとされているが、平成29年3月14日の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定によって「けんかは除く」とされていたものが「けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」とされたことに、十分留意するものとする。

◇「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人的関係を指す。

◇「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷等も意味する。

◇外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。

◇インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり起こり得る問題である。いじめに気付くためには「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの対応についてしっかりと理解するように努める。

(1) いじめの態様

いじめは、冷やかしかからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがある他、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしかからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴る等は、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断し、適切に認知する。

【暴力を伴うもの】

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 等

【暴力を伴わないもの】

- 冷やかしゃやかいかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 金品をたかられる。
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

- ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、学校対策組織を設置する。
- イ 学校対策組織の構成員は次の通りとする。
校長、教頭、生徒指導主任、関係学級担任、養護教諭とする。
- ウ 学校対策組織は次のような役割を担う。
 - (ア) 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割
 - (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - (エ) いじめの疑いに係る情報があつたとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童にかけがえない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 児童会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行

う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力等を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童に授業規律を徹底させるとともに、児童にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行う等指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校運営協議会の制度を活用したりする等、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) いじめの早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

ア いじめアンケート等の実施

いじめに関するアンケートを6月、10月、2月に実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。学級担任等は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。また、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用する。

イ 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、いじめの訴えやすい環境を整える。

(4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、次の(ア)～(ク)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

ア 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

イ 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

ウ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導 又はその保護者へ

の助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

エ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

オ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。中でも、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

カ インターネット上のいじめ対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録した上で、当該児童及びその保護者に了解を取り、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

キ 継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

ク 「いじめの解消」についての判断

平成29年3月14日改定の「基本方針」において、いじめが「解消している」状態として、①「いじめに係る行為が止んでいること」、②「被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が少なくとも満たされている必要があるとされていることを踏まえ、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

(5) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身に付けられるよう、マニュアルやハンドブック等を活用し、年2回(4月、10月)校内研修を行う。

(6) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や個人面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童の様子を把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を、学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態(以下、「重大事態」という)が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。